

仙台市国民保護計画 (変更案)

平成 28 年 12 月
仙 台 市

仙台市国民保護計画

目 次

編		頁
章	節・項	
第 1 編 総 論		
第 1 章 市の責務, 計画の位置づけ, 構成等	1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
	2 市国民保護計画の構成	1
	3 市国民保護計画の見直し, 変更手続	1
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針		3
第 3 章 市の事務又は業務の大綱等	1 国民保護措置に関する基本的な仕組み	5
	2 市の事務又は業務の大綱	6
	3 関係機関の連絡先	6
第 4 章 市の地理的, 社会的特徴	1 自然条件	7
	2 社会条件	8
第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態	1 武力攻撃事態	12
	2 緊急対処事態	16
第 2 編 平素からの備えや予防		
第 1 章 組織・体制の整備等	第1節 市における組織・体制の整備	17
	1 市職員の参集基準等	17
	2 消防機関の体制	17
	3 国民の権利利益の救済に係る手続等	18
	第2節 関係機関との連携体制の整備	18
	1 県との連携	18
	2 他の市町村との連携	18
	3 指定公共機関等との連携	19
	4 ボランティア団体等に対する支援	19
	第3節 通信の確保	20
	第4節 情報収集・提供等の体制整備	20
	1 基本的考え方	20
	2 警報等の伝達に必要な準備	21
	3 安否情報の収集, 整理及び提供に必要な準備	22
	4 各種情報の収集・報告に必要な準備	23
	第5節 研修, 訓練及び啓発	23
	1 研修	23
	2 訓練	24
	3 啓発	24

第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	1 避難に関する基本的事項	25
	2 避難実施要領のパターンの作成	25
	3 救援に関する基本的事項	25
	4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	26
	5 避難施設の指定・周知	26
	6 動物の保護等に関して配慮すべき事項	27
	7 生活関連等施設の把握等	27
第 3 章 物資及び資材の備蓄、整備	1 市における備蓄等	28
	2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	28
第 3 編 武力攻撃事態等への対処		
第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	1 市対策本部設置前における危機対策本部等の設置及び初動措置	29
	2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	30
第 2 章 市対策本部の設置等	1 市対策本部の設置	31
	2 通信の確保	34
第 3 章 関係機関相互の連携	1 国・県の対策本部との連携	35
	2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	35
	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	35
	4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	36
	5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	36
	6 市の行う応援等	36
	7 ボランティア団体等に対する支援等	37
	8 住民への協力要請	37
第 4 章 警報及び避難の指示等	第1節 警報の伝達等	38
	1 警報の内容の伝達等	38
	2 警報の内容の伝達方法等	38
	3 緊急通報の伝達及び通知	39
	第2節 避難住民の誘導等	39
	1 避難の指示の通知・伝達	39
	2 避難実施要領の策定	39
	3 避難住民の誘導	40
第 5 章 救 援	1 救援の実施	43
	2 関係機関との連携	43
	3 救援の内容	44
	4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	46
	5 救援の際の医薬品等物資の売渡し要請等	46
第 6 章 安否情報の収集・提供	1 安否情報の収集	47
	2 県に対する報告	47
	3 安否情報の照会に対する回答	47
	4 日本赤十字社に対する協力	48

第 7 章 武力攻撃災害への対処	第 1 節 武力攻撃災害への対処	49
	1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	49
	2 武力攻撃災害の兆候の通報	49
	第 2 節 応急措置等	49
	1 退避の指示	49
	2 警戒区域の設定	50
	3 応急公用負担等	51
	4 消防に関する措置等	51
	第 3 節 生活関連等施設における災害への対処等	52
	1 生活関連等施設の安全確保	52
	2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	53
	3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	54
	第 4 節 NBC 攻撃による災害への対処	54
第 8 章 被災情報の収集及び報告		56
第 9 章 保健衛生の確保その他の措置	1 保健衛生の確保	57
	2 廃棄物の処理	57
第 10 章 国民生活の安定に関する措置	1 生活関連物資等の価格安定	59
	2 避難住民等の生活安定等	59
	3 生活基盤等の確保	59
第 11 章 赤十字標章等及び特殊標章等の の交付及び管理	1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	60
	2 赤十字標章等の交付及び管理	61
	3 特殊標章等の交付及び管理	62
	4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	62
第 4 編 復 旧 等		
第 1 章 応 急 の 復 旧	1 基本的考え方	63
	2 公共的施設の応急の復旧	63
第 2 章 武力攻撃災害の復旧		64
第 3 章 国民保護措置に要した費用 の支弁等	1 国民保護措置に要した費用の支弁, 国への負担金の請求	65
	2 損失補償, 実費弁償及び損害の補償	65
	3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	65
第 5 編 緊急対処事態への対処		
	1 緊急対処事態	66
	2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	66

仙台市国民保護計画の作成及び修正等の状況

平成19年 2月 作成

平成29年 月 修正

第1編 総論

- 第1章 市の責務, 計画の位置づけ, 構成等 (P.1)
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針 (P.3)
- 第3章 市の事務又は業務の大綱等 (P.5)
- 第4章 市の地理的, 社会的特徴 (P.7)
- 第5章 市国民保護計画が対象とする事態 (P.12)

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年閣議決定。以下「基本指針」という。）及び宮城県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、仙台市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、本市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市国民保護計画は、国民保護法第35条の規定に基づき作成するものであり、住民の生命、身体及び財産を保護する市の責務にかんがみ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための基本的事項について定める。

(3) 市国民保護計画に定める事項

ア 市国民保護計画においては、本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。
イ 避難住民の救援に関する措置、避難施設の指定、避難施設に関する届出、赤十字標章等の交付等、関係する財政上の措置等（医療関係者に対する実費弁償、損害補償）について、宮城県知事（以下「知事」という。）に代わって実施することから、県国民保護計画に準じて、市国民保護計画において必要な事項を定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、本編と資料編で構成し、本編の構成は、次のとおりとする。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、仙台市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める次の軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

- ア 行政区画，区，市内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更，地番の変更又は住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- イ 指定行政機関，指定地方行政機関，都道府県，市町村，指定公共機関，指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- ウ 上記に掲げるもののほか，誤記の訂正，人又は物の呼称変更，統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、次に掲げる事項に特に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならない。国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、宮城県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、国民は、その自発的な意思により協力をするものであって、協力に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

また、市は、消防団の充実・活性化、ボランティア団体及び自主防災組織等への支援・充実に努める。

(6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

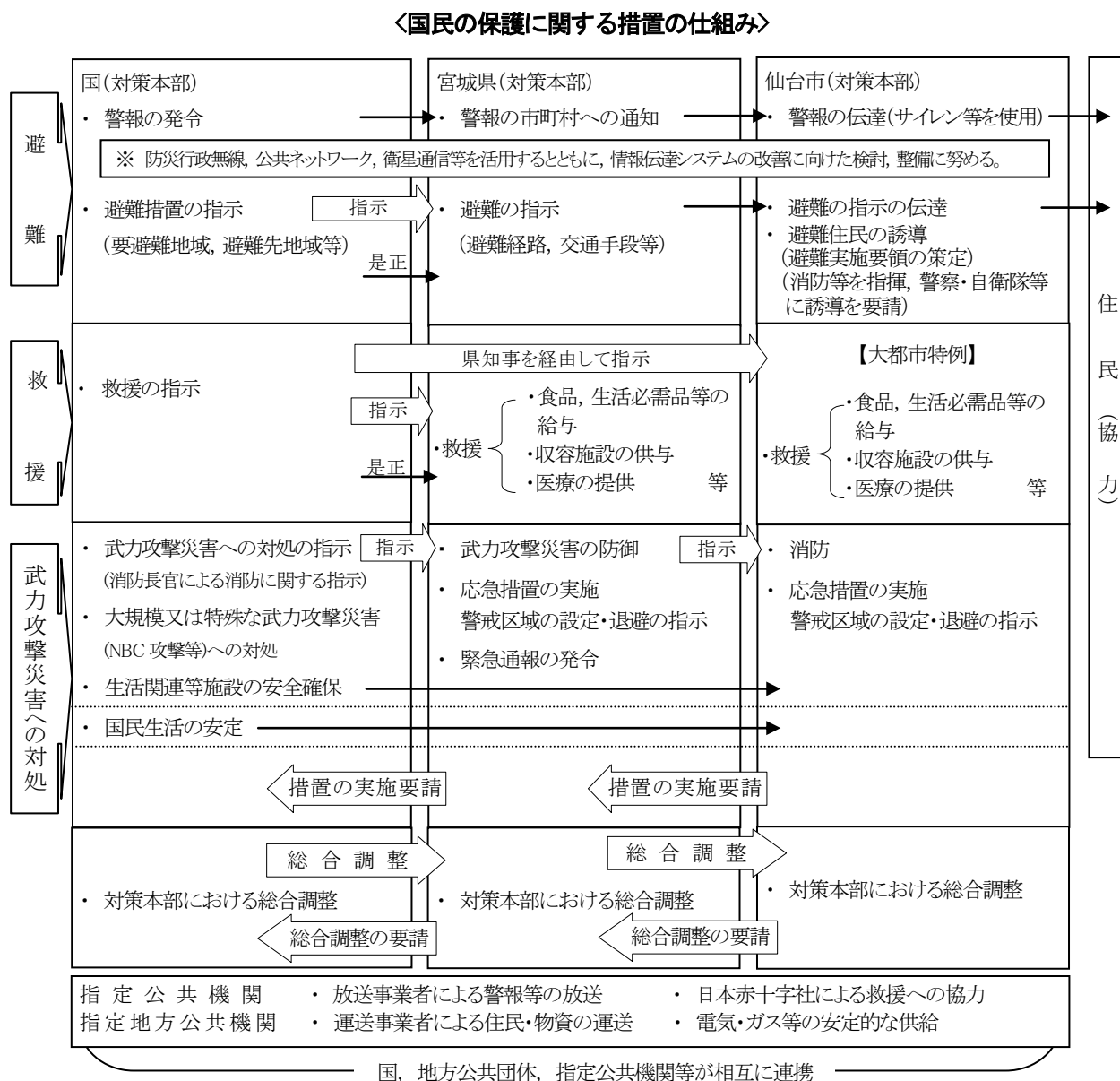
市は、国民保護措置に従事する者の安全確保に十分配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第 3 章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置に関する基本的な仕組み



2 市の事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置について、次に掲げる事務又は業務を処理する。

事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 市国民保護計画の作成
2 市国民保護協議会の設置、運営
3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営
4 組織の整備、訓練
5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 関係機関の連絡先

指定地方行政機関等の電話番号その他の連絡先については、資料編に記載する。

第 4 章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について定める。

1 自然条件

(1) 地形

本市は、東北地方中部太平洋岸に位置して宮城県の中心都市として多くの都市機能が集中し、人口の増加とともに都市としての機能は市域を越えて成長し、現在では東北の中心都市としての機能もっている。隣接する市や町は12を数え、北東に七ヶ浜町と多賀城市、北に利府町、富谷市、大和町及び色麻町、南に川崎町、村田町及び名取市、そして西に県境をはさんで山形県尾花沢市、東根市及び山形市が隣接している。

東は、ほぼ南北に延びる10 kmほどの海岸線を境に太平洋と西は、やや北東から南西に20 kmほど走る脊梁山脈で境された中にある。本市内の最高地である船形山(1,500m)から続く後白髪山、三峰山、北泉ヶ岳、泉ヶ岳と1,000mを超える山々が本市のほぼ北西部を占めている。西側で山形市と境する辺りには、面白山、大東岳、糸岳、神室岳と1,200m以上の峰々が南方につづいて北蔵王と結ばれている。そして、これらの山岳をもつ山地は、東方の海岸に向かって標高を低くし、山地帯、丘陵地帯、平野地帯を形づくっている。

河川は、奥羽山系に源をもつ七北田川が北部、広瀬川がほぼ中央部、名取川が南部に、それぞれ支流を集めて東方に流れ太平洋に入っている。

〈位 置〉

市 域	緯度・経度	地 名
東 端	141° 02' 48"	宮城野区港五丁目
西 端	140° 28' 10"	太白区秋保町馬場字岳山
南 端	38° 10' 26"	若林区藤塚字須賀
北 端	38° 27' 18"	青葉区大倉字横川岳

(2) 気候

本市は地形的に、東は仙台湾に面し、西は背後に奥羽山脈を控えているために、気候的には太平洋側(冬乾燥、夏湿潤)の特性を示す。

ア 平野部の気象

厳冬期は、西高東低の気圧配置が卓越し、奥羽山脈を越えてくる乾燥した北西風が吹き、晴天の日が多く、放射冷却による夜間の冷え込みは厳しいが、降雪量は比較的少ない。1月の平均気温は、1.6℃である。冬から春にかけては、南岸低気圧が東海上を北上接近するとき大雪をもたらすことがある。平野部では、厳冬期よりもこの時期の方が大雪になることが多い。

3月中旬頃の春の嵐以後は、次第に南からの風が多くなり、気温も上昇して春らしくなる。

一方夏期は、酷暑になる日は少なく、8月の平均気温は24.2℃である。梅雨入りは6月中旬、梅雨明けは7月下旬で、梅雨末期には大雨となることもある。梅雨期には、しばしばオホーツク海高気圧が顕著となり、北高南低の気圧配置が卓越するため、冷たい北東の風(やませ)の影響で気温の低い日が続く。この状態が長続きすると、冷害が発生することもある。9月は台風や秋雨前線の影響を受けやすく、月別降水量が最も多い。

年平均気温は12.4℃、降水量は台風期、梅雨期を除いて比較的少なく、年間降水量は、1,254.1mmである。卓越風は、9月～3月が北西風、4月～8月が南東風で、強風は冬から春にかけて多い。

イ 山沿の気象

山間部では、気温が平野部より年平均で約2℃ほど低く、特に、冬期の夜間は、気温が低下する。

日照時間は、平野部より短く、風も平野部より弱い。降水量は、年間を通して平野部より多い。

山岳部では、風が強く、降水量も多い。特に、台風が接近して通過する際には、山岳斜面などの地形の影響で局地的な大雨となり、河川が増水し氾濫するおそれがある。

また、冬期は、北西季節風による降雪がしばしばみられるので、積雪は、比較的多く、多い所で1mを越す。

2 社会条件

(1) 人口分布

本市の人口は、平成27年10月1日（国勢調査）現在1,082,159人で、その面積は786.30km²となっている。人口については増加傾向が続いており、「対前回増加率」は平成12年～17年には1.7%と戦後最低の伸び率となったが、平成17年～22年は2.0%、平成22年～27年は3.5%と上向いている。

各区の面積を比べると、青葉区が302.24km²で最も大きく、若林区が50.86km²と最も小さいが、各区の人口密度を比べると、宮城野区が1km²当たり3,348.1人と最も高く、太白区が1km²当たり993.3人と最も低くなる。

平成22年の国勢調査時点での比較では、青葉区の昼間人口は397,465人（総数の35.4%）、夜間人口は291,436人（同27.9%）で、いずれも5区の中で最も多くなっている。

人口の年齢構造を、年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は129,309人（総人口の11.9%）、15歳～64歳の生産年齢人口は674,873人（同62.4%）、65歳以上の老年人口は234,360人（同21.7%）となっている。

<全市の人口、面積及び人口密度の推移>

各年10月1日現在

年次	人口			面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	総数 (人)	対前回増減数 (人)	対前回増加率 (%)		
平成 2年	918,398	61,063	7.1	783.57	1,172.1
7年	971,297	52,899	5.8	783.50	1,239.7
12年	1,008,130	36,833	3.8	※783.54	1,286.6
17年	1,025,098	16,968	1.7	※783.54	1,308.3
22年	1,045,986	20,888	2.0	※783.54	1,334.9
27年	1,082,159	36,173	3.5	786.30	1,376.3

(国勢調査結果(総務省統計局))

※ 一部境界未定であったため、総務省統計局において推定した数値

〈各区の人口、面積及び人口密度〉

平成27年10月1日現在

	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
青葉区	310,183	302.24	1,026.3
宮城野区	194,825	58.19	3,348.1
若林区	133,498	50.86	2,624.8
太白区	226,855	228.39	993.3
泉区	216,798	146.61	1,478.7
合計	1,082,159	786.30	1,376.3

(国勢調査結果(総務省統計局))

〈各区の昼間人口及び夜間人口〉

平成22年10月1日現在

	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)
青葉区	397,465	291,436
宮城野区	210,699	190,473
若林区	136,282	132,306
太白区	184,725	220,588
泉区	192,794	211,183
合計	1,121,965	1,045,986

(国勢調査結果(総務省統計局))

〈年 齢 構 造〉

平成27年10月1日現在

区 分		15歳未満	15～64歳	65歳以上	不 詳	総 数
青葉区	男	17,507	100,460	27,716	4,852	150,535
	女	16,601	101,296	38,284	3,467	159,648
	計	34,108	201,756	66,000	8,319	310,183
宮城野区	男	12,298	59,842	16,437	7,074	95,651
	女	11,770	59,482	21,812	6,110	99,174
	計	24,068	119,324	38,249	13,184	194,825
若林区	男	7,750	42,226	12,452	4,498	66,926
	女	7,628	40,444	15,763	2,737	66,572
	計	15,378	82,670	28,215	7,235	133,498
太白区	男	14,865	69,307	22,751	2,387	109,310
	女	14,126	70,999	29,908	2,512	117,545
	計	28,991	140,306	52,659	4,899	226,855
泉区	男	13,700	63,714	22,078	5,256	104,748
	女	13,064	67,103	27,159	4,724	112,050
	計	26,764	130,817	49,273	9,980	216,798
合計	男	66,120	335,549	101,434	24,067	527,170
	女	63,189	339,324	132,926	19,550	554,989
	計	129,309	674,873	234,360	43,617	1,082,159

(国勢調査結果(総務省統計局))

(2) 道路

本市の道路網は、一般国道(国道4号、6号、45号、48号等)及び高速自動車国道(東北縦貫自動車道、常磐自動車道及び三陸縦貫自動車道)と合わせて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断し、横断し、又は循環して、都府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市を連絡している。

さらに、地方的な幹線道路網を構成する県道及び市の区域内にある地域住民の日常生活に密着した市道で構成されている。

(3) 鉄道

本市の鉄道網は、東日本旅客鉄道の東北新幹線、東北本線、常磐線の南北に延びる3路線と東西に伸びる仙石線、仙山線の2路線が本市を中心に構成されている。また、市営鉄道については、市内に地下鉄南北線（泉中央～富沢、14.8km）及び東西線（八木山動物公園～荒井、13.9km）の2路線が構成されている。

さらに、貨物専用路線として、東北本線の貨物専用線、仙台臨海鉄道が構成されている。

(4) 空港

3,000m滑走路を有する仙台空港は、東北地方における拠点空港として重要な役割を果たしており、平成28年7月1日から、国管理空港として初となる民間事業者による一体的運営が開始された。

国内主要都市（札幌、成田、小松、名古屋、大阪（伊丹、関西）、広島、福岡、沖縄）を結ぶ9路線と国際定期路線としてソウル、グアム、北京（上海経由）、台北の4路線が就航している（平成28年10月現在）。また、国際チャーター便は、香港、バンコクをはじめとするアジア各地のほかヨーロッパやアフリカ方面など、平成27年度は36便が運航された。

平成27年度における輸送実績は、旅客数（国内外乗降客）が約311万人、貨物量（国内外貨物取扱量）が約6千トン（郵便貨物は含まない。）となっている。

(5) 港湾

東北唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港仙台港区は、公共ふ頭13バース、専用ふ頭25バース（フェリー岸壁を2バース含む）を有し、東北地方における国際海上物流の玄関口として大きな役割を果たしている。国際コンテナ定期航路は9航路週7便、隔週1便及び月1便（北米西岸航路、中国／韓国航路、韓国航路、ロシア極東航路）、内航フィダー航路週13便が運航され（平成28年10月現在）、コンテナ取扱量は、平成27年で約225千TEU（20フィートコンテナ換算）である。

指定公共機関の太平洋フェリー株式会社は2航路就航しており、苫小牧線は毎日運航、名古屋線は隔日運航している。航路所要時間は、苫小牧間が15時間～15時間20分（560km）、名古屋間が21時間40分（770km）となっている（平成27年7月現在）。

(6) 産業

市の平成25年度の経済活動別に市内総生産（名目）をみると、「産業」の生産額は全体の85.9%を占めている。

ア 第1次産業

産業別の構成比は、「農業」、「林業」、「水産業」の順となっている。

イ 第2次産業

「製造業」では、「食料品」、「石油・石炭製品」の占める割合が高く、この2業種で製造業全体の63.3%を占めている。

産業別の構成比は、「建設業」、「製造業」、「鉱業」の順となっている。

ウ 第3次産業

本市の産業構造は、第3次産業の占める割合が82.7%と高く、そのうち「サービス業」、「卸売・小売業」及び「不動産業」の3業種で市内総生産の64.0%を占めている。

(7) 自衛隊施設等

市の地域には、陸上自衛隊の部隊等が存在する仙台駐屯地（東北方面総監部等）、霞目駐屯地（東北方面航空隊等）及び陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同機関である自衛隊宮城地方協力本部が存在する。

本市は、第 6 師団第 22 普通科連隊（多賀城駐屯地）の警備隊区となっている。

(8) その他

ア 石油コンビナート等特別防災区域

本市には、石油コンビナート等特別防災区域として仙台地区が指定されている。

イ 水道供給

本市水道局は、釜房・大倉・宮床などのダム施設等を水源に、茂庭・国見などの浄水場で浄水処理を行っているほか、七ヶ宿ダムを水源とする宮城県仙南・仙塩広域水道から受水することにより、本市と富谷市の一部区域に対し給水を行っている。

ウ ガス供給

本市ガス局は、仙台都市圏の産業を支える基盤としてクリーンで高効率なエネルギー・都市ガスを本市、多賀城市、名取市、富谷市、利府町及び大和町及び大衡村の4市2町1村にわたって供給している。

第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、次に掲げる事態を対象とする。

(1) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態として想定されているのは、次に掲げる 4 類型である。

事 態 類 型	想 定
1 着上陸侵攻	<p>(1) 事態の概要 侵攻国が侵攻正面において、海上航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸させて、侵攻する事態である。</p> <p>(2) 特徴 ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 イ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ウ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。 なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 エ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>(3) 留意点 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>

事態類型	想定
<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p>	<p>(1) 事態の概要 ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃であり、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。</p> <p>(2) 特徴 ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾(以下「ダーティボム」という。)が使用される場合がある。</p> <p>(3) 留意点 ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃を受けた当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p>	<p>(1) 事態の概要 弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃であり、大量破壊兵器(核、生物、化学兵器)を搭載して攻撃することも可能である。</p> <p>(2) 特徴 ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>(3) 留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>

事態類型	想定
4 航空攻撃	<p>(1) 事態の概要 重要施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃である。</p> <p>(2) 特徴 ア 弾道ミサイルの攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ウ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>(3) 留意点 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

(2) NBC攻撃の想定

特殊な対応が必要であるNBC攻撃として、次に掲げる兵器を用いた攻撃が想定されている。

種別	想定される被害及び留意点
1 核兵器等	<p>核兵器を用いた攻撃(以下「核攻撃」という。)による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能(物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能)による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p>

種 別	想 定 さ れ る 被 害 及 び 留 意 点
	<p>放射性降下物は、放射能を持った灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを<u>吸入</u>することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。</p> <p>また、汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</p> <p><u>核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u></p>
2 生物兵器	<p>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p>
3 化学兵器	<p>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、次に掲げる事態を対象とする。

事 態 例	想 定
<p>1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>(1) 事態例 ア 原子力発電所の破壊 イ 石油コンビナート，可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ウ 危険物積載船への攻撃 エ ダムの破壊</p> <p>(2) 被害の概要 ア 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 a 大量の放射性物質等が放出され，周辺住民が被ばくする。 b 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 イ 石油コンビナート，可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに，建物，ライプライン等が被災し，社会経済活動に支障が生じる。 ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに，港湾及び航路の閉塞，海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。 エ ダムが破壊された場合の主な被害 ダムが破壊された場合には，下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p>
<p>2 多数の人が集合する施設，大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>(1) 事態例 ア 大規模集客施設，ターミナル駅等の爆破 イ 列車等の爆破</p> <p>(2) 被害の概要 大規模集客施設，ターミナル駅等で爆破が行われた場合，爆破による人的被害が発生し，施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>
<p>3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p>	<p>(1) 事態例 ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 エ 水源地に対する毒素等の混入</p> <p>(2) 被害の概要 武力攻撃事態におけるNBC攻撃の場合と同様の被害である。</p>
<p>4 破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃等が行われる事態</p>	<p>(1) 事態例 ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ イ 弾道ミサイル等の飛来</p> <p>(2) 被害の概要 ア 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり，施設の規模によって被害の大きさが変わる。 イ 攻撃目標の施設が破壊された場合，周辺への被害も予想される。 ウ 爆発，火災等の発生により住民に被害が発生するとともに，建物，ライプライン等が被災し，社会経済活動に支障が生ずる。</p>

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等 (P.17)

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え (P.25)

第3章 物資及び資材の備蓄、整備 (P.28)

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり定める。

1 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

防災に関する体制を活用し、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

武力攻撃事態等の認定前又は認定後の事態の推移に応じた職員参集基準、職員への連絡手段の確保、職員の参集が困難な場合の対応、職員のサービス基準、交代要員等の確保等を定めておく。

2 消防機関の体制

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、宮城県（以下「県」という。）と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課を定める。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、文書取扱規程（昭和44年仙台市訓令第9号）の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制の整備について定める。

1 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

2 他の市町村との連携

(1) 広域応援体制の整備、相互応援協定の締結

市は、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに市の地域を超える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

また、市の地域を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

(2) 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給態勢等における近隣市町村相互間の連携を図る。

(3) 消防機関の応援態勢の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援態勢の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

3 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、常に最新の連絡先を把握し、必要な情報の更新に努める。

(2) 医療機関等との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、救急告示医療機関、仙台市医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携体制の整備に努める。

4 ボランティア団体等に対する支援

市は、ボランティア団体及び自主防災組織等により行われる国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、その活動環境の整備を図る。

第 3 節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された東北地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、災害時における通信手段(緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等)を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第 4 節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

〈体制整備に当たっての留意事項〉

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常通信設備等の情報通信手段を有する施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 ・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ・ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、市対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。 ・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
--------	--

運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 ・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 ・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 ・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 ・ 国民に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し特に配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
-------------	---

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達の方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備の検討

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備について検討する。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて宮城海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防連第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定めるとともに、施設管理者の連絡先等を把握し、随時、情報の更新を行う。

(6) 民間事業者からの協力要請への支援

市は、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう各種の取組みを支援する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷した住民に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号を用いて負傷者の安否情報を収集する。

市は、武力攻撃災害により死亡した住民に関して、安否情報省令第1条に規定する様式第2号を用いて死亡者の安否情報を収集する。

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、安否情報省令第2条に規定する様式第3号により、県に報告する。

〈収集・報告すべき情報〉

<p>1 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（郵便番号を含む。）</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ その他個人を識別するための情報</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 安否情報の回答等についての希望等</p> <p>ア 親族、同居者への回答の希望</p> <p>イ 知人への回答の希望</p> <p>ウ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表についての同意</p> <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑨ 遺体が安置されている場所</p> <p>⑩ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑪ 親族、同居者、知人以外の者への安否情報の回答についての同意</p>
--

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、県の安否情報収集体制（担当者の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 各種情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、各種情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5節 研修、訓練及び啓発

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。また、住民は、国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。このため、市における研修及び訓練並びに住民に対しての啓発に関して必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、宮城海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練の実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

なお、参加の呼びかけに当たっては、強制にわたることがあってはならない。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

3 啓発

(1) 国民保護措置に関する啓発

市は、住民に対し、各種広報媒体・各種機会等を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。

(2) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の措置及びわが国に対する武力攻撃が発生した場合に住民がとるべき対処について、各種資料に基づき、住民に対し、周知するよう努める。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 近隣市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している地域防災計画における災害時要援護者への対応計画等を活用しつつ、避難対策を講ずる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校や各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、宮城海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、区域内にある避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）で救援を必要としているものに対し、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

(2) 電気通信事業者との協議

市は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等

市は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 県との調整

市は、救援の円滑な実施のため、救援に関する措置について県と事前に調整をする。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- ア 保有車輛等（鉄道、バス、トラック、船舶、飛行機等）の数、定員
- イ 本社、支社の所在地、連絡先、連絡方法等
- ウ 道路、鉄道、港湾、飛行場等の輸送施設

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定・周知

(1) 避難施設の指定、解除、廃止及び用途変更等の手続

ア 市は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難所の指定状況等地域の実状を踏まえ、教育委員会及び関係局と調整して避難施設の指定を行う。また、市は県が指定する避難施設について、その指定に関する考え方や手続などに関して整合性が確保されるよう連携を図る。

イ 市は避難施設の指定に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 避難所として、学校、市民センター、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的として、公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。また、都市部においては地下通路又は地下駅舎等を必要に応じて指定する。
- ③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないように指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

- ④ 火災の影響を受けやすい危険物質等（国民保護法第103条第1項の危険物質等をいう。以下この章において同じ。）の取扱所に隣接した場所，土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設を避難施設として指定しないよう配慮する。
 - ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに，避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
 - ⑥ 幹線道路から近距離にあること，適当な幅の道路に接していること等，車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。
- ウ 市は避難施設を指定する場合には，施設管理者の同意を文書等により確認するとともに，避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは，その旨をその施設管理者に対し，文書等により通知する。
- エ 市は，避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し，当該施設の廃止又は用途の変更等により，当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは，市に届け出るよう周知する。

(2) 避難施設の情報提供

- ア 市は，避難施設の指定後は，避難施設データベースとして整理し，全国的に情報を共有するため，避難施設の情報を県に報告する。また，避難施設の変更があった場合は，定期的に県に報告する。
- イ 市は，住民に対しても，県警察等の協力を得ながら，避難施設の場所，連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 動物の保護等に関して配慮すべき事項

市は，平素から，災害時における動物の管理等への備えと併せて，国（環境省，農林水産省等）から別途示されている「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」を踏まえ，次の事項等について，所要の措置の実施に努めるものとする。

- ア 危険動物等の逸走対策
- イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

7 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は，その区域内に所在する生活関連等施設について，県を通じて把握するとともに，県との連絡態勢を整備する。また，市は，「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき，その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は，その管理に係る公共施設，公共交通機関等について，特に情勢が緊迫している場合等において，必要に応じ，生活関連等施設の対応も参考にして，県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において，県警察及び宮城海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄，整備

市が備蓄，整備する国民保護措置の実施に必要な物資，資材及び市が管理する施設，設備の整備等について，次のとおり定める。

1 市における備蓄等

(1) 防災のための備蓄・調達との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，可能であるものについては，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備の促進に努めることとされ，また，安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては，国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており，市としては，国及び県の整備の状況等も踏まえ，県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は，国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について，県と密接に連携して対応する。

また，武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても，国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう，他の市町村等や事業者等との間で，その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど，必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は，国民保護措置の実施も念頭におきながら，その管理する施設及び設備について，整備し，又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

市は，その管理する上下水道，ガス施設のライフライン施設について，自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ，系統の多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は，武力攻撃災害による被害の復旧の確かつ迅速な実施のため，地籍調査の成果，不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について，既存のデータ等を活用しつつ整備し，その適切な保存を図り，及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (P. 29)
- 第2章 市対策本部の設置等 (P. 31)
- 第3章 関係機関相互の連携 (P. 35)
- 第4章 警報及び避難の指示等 (P. 38)
- 第5章 救援 (P. 43)
- 第6章 安否情報の収集・提供 (P. 47)
- 第7章 武力攻撃災害への対処 (P. 49)
- 第8章 被災情報の収集及び報告 (P. 56)
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置 (P. 57)
- 第10章 国民生活の安定に関する措置 (P. 59)
- 第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理 (P. 60)

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、仙台市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、次のとおり定める。

1 市対策本部設置前における危機対策本部等の設置及び初動措置

(1) 仙台市危機対策本部の設置

ア 市長は、仙台市危機管理に関する要綱（平成18年3月31日市長決裁。以下「危機管理要綱」という。）に定めるその他の危機の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、必要に応じ、危機管理要綱に基づき仙台市危機対策本部（以下「危機対策本部」という。）を設置する。危機対策本部員は、市対策本部本部員から構成される。

イ 危機対策本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、危機対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、危機対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、本市に対し、市対策本部の設置の指示がない場合において、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部の設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

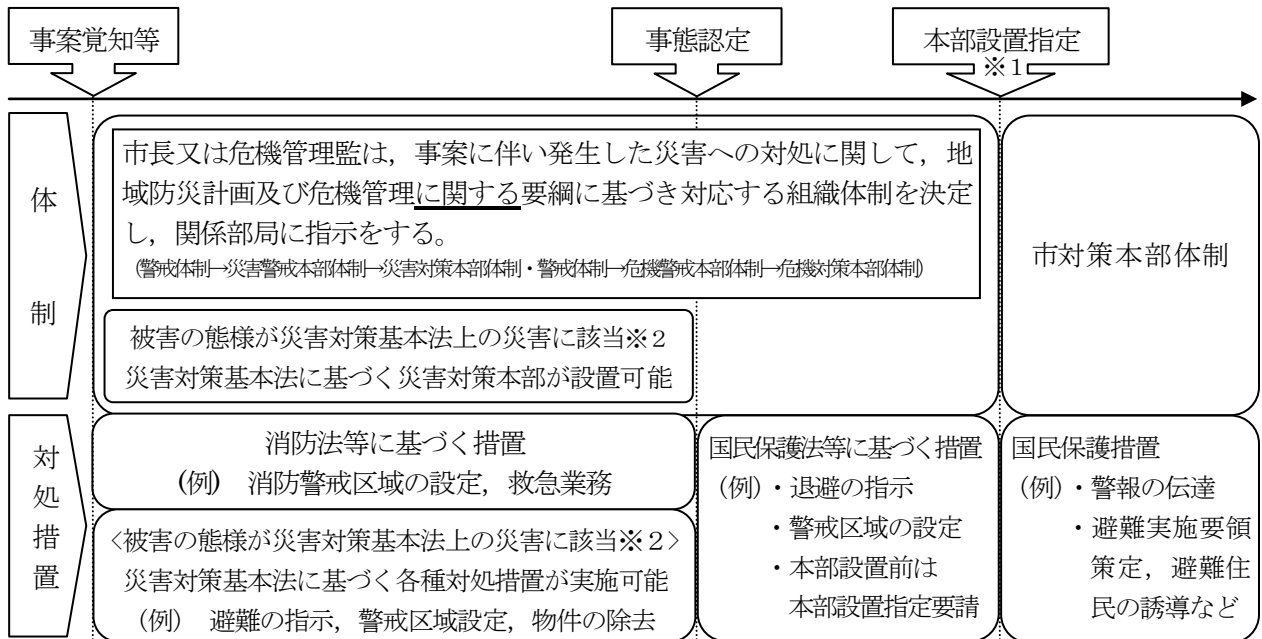
(4) 対策本部への移行に要する調整

危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機対策本部は廃止する。

【災害対策基本法及び危機管理に関する要綱との関係について】

本市の区域内において多数の人を殺傷する行為等の事案が発生した場合においては、危機管理要綱に基づき危機対策本部が設置される場合、仙台市危機警戒本部が設置される場合、災害対策基本法に基づく仙台市災害対策本部が設置される場合、仙台市災害警戒本部が設置される場合等があるが、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、当該危機対策本部等を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
 ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

第 2 章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に危機対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、職員非常呼出システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、青葉区役所4階会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 市対策本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位、第2順位など）。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

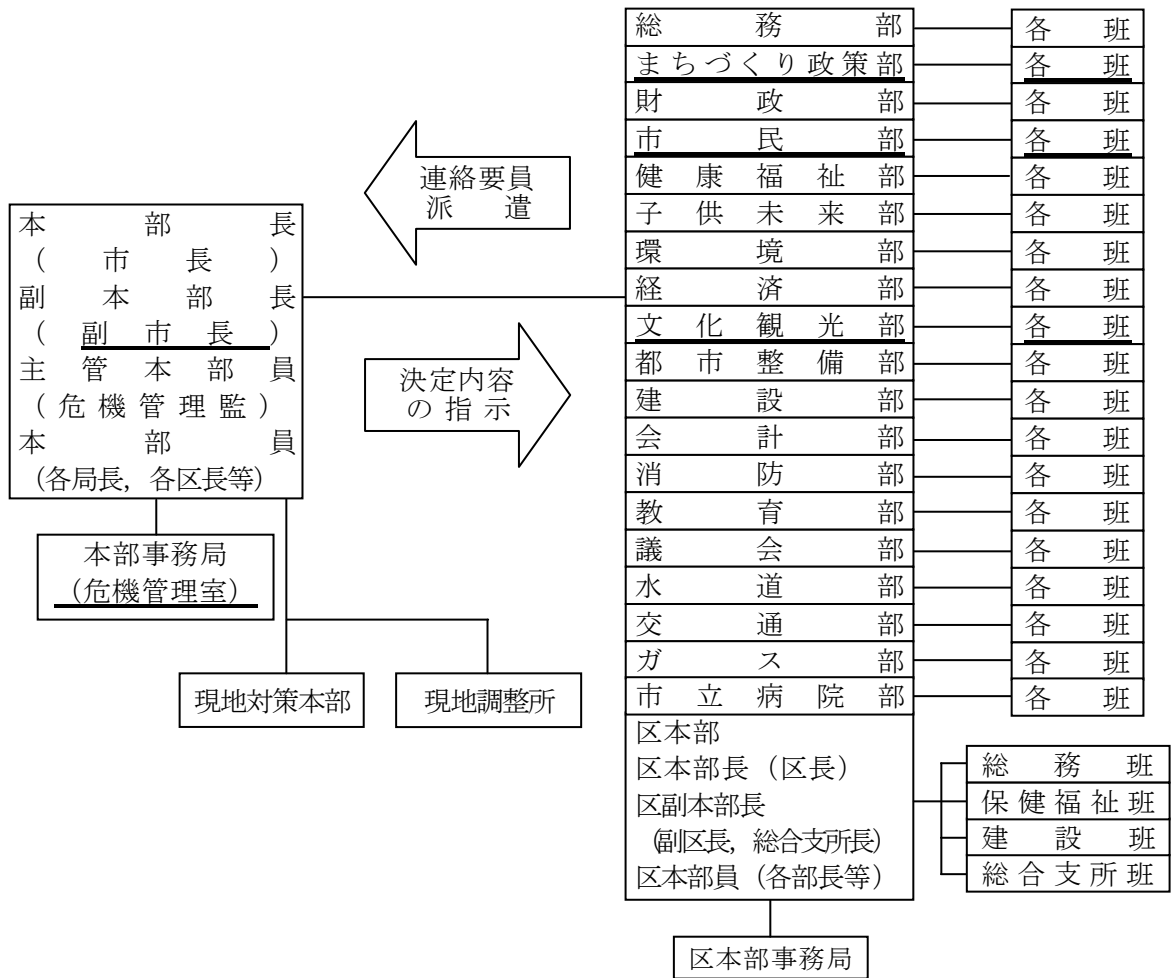
(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は次のとおりとする。

＜市対策本部の組織機能＞



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部・区本部から情報連絡員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民等に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報担当課長を設置

イ 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、仙台市ホームページなどのインターネットコンテンツ、市民向け電子メール配信サービス等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に情報提供できる体制を整備

ウ 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと
- ③ 県と連携した広報体制を構築すること

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置等

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（県、消防機関、県警察、宮城海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（県等により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、本市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 本市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、本市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、事態対策本部長（以下「対策本部長」という。）が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、本市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、本市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、本市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話（衛星含む。）、仙台市防災行政用無線（地域防災系、全市移動系、固定系）、仙台市役所複合情報ネットワークシステム、庁内LANシステム、各企業局業務用無線、宮城県防災行政無線ネットワーク及び地域衛星通信ネットワークの利用により、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生ずる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部等との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じて事態対策本部（以下「対策本部」という。）と各種の調整や情報の共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力するため、職員を出席させる。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、本市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、本市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣（自衛隊法第77条の4））ことができる。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当する宮城地方協力本部長（第1優先連絡先）又は第6師団長（第2優先連絡先）を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当する中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 自衛隊の部隊等との意思の疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊等と市対策本部及び現地調整所において意思の疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援要求

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合において、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

② 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣のあつせん等

市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) ボランティア団体等に対する支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア団体及び自主防災組織等により行われる国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努める。

(2) 民間からの救援物資の受入れ等

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

ア 避難住民の誘導

イ 避難住民等の救援

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

エ 保健衛生の確保（緊急の必要のあると認めるときに限る。）

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

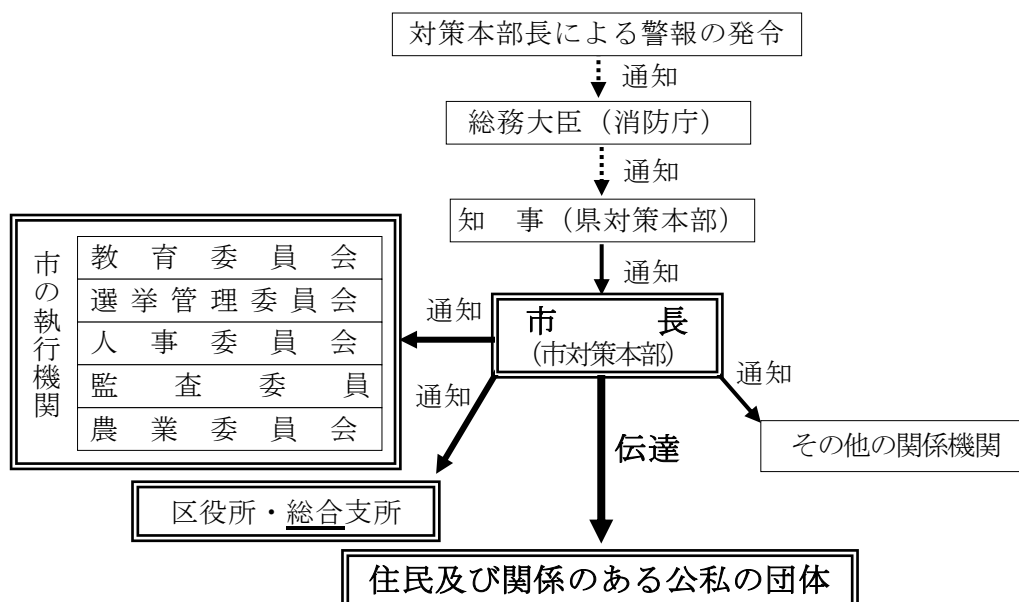
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、本市の他の執行機関、その他関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ等に警報内容を掲載する。

〈関係機関・住民等への警報の通知・伝達〉



2 警報の内容の伝達方法等

(1) 警報の内容の伝達方法

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、広報車により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

① この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ホームページ等への掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

② 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 県警察との連携

市は、警察官による拡声器や標識を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 高齢者、障害者、外国人等への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で災害時要援護者への対応計画等を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第 2 節 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を策定し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

ア 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

イ 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、宮城海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施

要領の内容を修正する。

避難実施要領に定める事項は次のとおりとする。

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
 - 地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態
- イ 事態の状況の把握
 - 警報の内容や被災情報の分析特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握
 - 屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送）
- オ 輸送手段の確保の調整
 - ※ 輸送手段が必要な場合：県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定
- カ 要援護者の避難方法の決定
- キ 避難経路や交通規制の調整
 - 具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整
- ク 職員の配置
 - 各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定
- ケ 関係機関との調整
 - 現地調整所の設置、連絡手段の確保
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
 - 県対策本部との調整、対策本部長による利用指針を踏まえた対応

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応がとれるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局長、市の区域を管轄する警察署長、宮城海上保安部長及び自衛隊宮城地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、本市職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員は、住

民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

(2) 消防機関の活動

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携し、あわせて市職員と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、宮城海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮

市長は、高齢者、障害者、外国人等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員等と協力して、災害時要援護者への対応計画等により災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

第5章 救 援

市長は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、次のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事を経由して、対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 県による救援の実施に係る調整

市長は、対策本部長から知事を経由して、救援の指示があった場合は、県と同様の立場で救援を行うことにかんがみ、救援の円滑な実施のため、知事と事前に活動内容について調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

市長は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して具体的な支援内容を示した上で支援を求める。

内閣総理大臣から他の指定都市の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該指定都市に対して応援を行う。

(2) 他の地方公共団体の長に対する応援の求め

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体の長に応援を求める。この場合において、応援を求める地方公共団体との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、救援の措置のうち必要とされる措置又は応援について、日本赤十字社に委託することができる。

(4) 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他の国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材（以下「緊急物資」という。）の運送を求める場合は、「避難住民の運送の求め等」に準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料

市長は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

市長は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

ア 収容施設の供与

- ① 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、市民センター等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ② 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ③ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ④ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難所の供与
- ⑤ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ⑥ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ⑦ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ⑧ 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ① 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ② 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ③ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ④ 引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達等

ウ 医療の提供及び助産

- ① 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ② 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ③ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ④ 避難住民等の健康状態の把握
- ⑤ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ⑥ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ⑦ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ⑧ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索及び救出

- ① 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・宮城海上保安部の関係機関との連携
- ② 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬及び火葬

- ① 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ② 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ③ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ④ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について」（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）参照）
- ⑤ 県警察及び宮城海上保安部との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ⑥ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

カ 電話その他の通信設備の提供

- ① 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ② 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ③ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ④ 聴覚障害者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ① 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ② 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ③ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ④ 応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与

- ① 児童生徒の被災状況の収集
- ② 不足する学用品の把握
- ③ 学用品の給与体制の確保

ケ 死体の捜索及び処理

- ① 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関、自衛隊及び宮城海上保安部の関係機関との連携
- ② 被災情報、安否情報の確認
- ③ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- ④ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- ⑤ 死体の一時保管場所の確保

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ① 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ② 障害物の除去の施工者との調整
- ③ 障害物の除去の実施時期
- ④ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療活等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ① 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施
- ② 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ① 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- ② 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ① 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5 救援の際の医薬品等物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の医薬品等物資の売渡し要請等

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ公正かつ適正な手続の下に、次の措置を講ずることに留意する。

なお、イ～エまでの措置については、公用令書を交付して行う。また、市長は必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、ア～ウまでの必要な措置を行うことを要請する。

ア 救援の実施に必要な医薬品等の物資であつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

イ アの売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用

ウ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

エ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

オ 特定物資の収用、保管命令及び土地等の使用に必要な立入検査

カ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

キ 医療の要請及び指示

(2) 要請等に応じて医療を行う者の安全確保

市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供することなどにより、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市内の医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システムにより県に報告するものとし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールにより報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 市は、住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社宮城県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、「3 安否情報の照会に対する回答」(2)(3)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第 7 章 武力攻撃災害への対処

第 1 節 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、本市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合やNBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第 2 節 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行う必要があり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び宮城海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、宮城海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、宮城海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、宮城海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市長が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、本市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱(平成16年3月26日消防震第19号)に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、宮城海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設け、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局及び消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防局長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第 3 節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じて、県警察、宮城海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

〈危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置〉

物質の種類	区 分	措 置		
		1号	2号	3号
消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）	消防本部等所在地市（町村）の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在地市（町村）の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの。	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	○	○	○
火薬取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。	火薬類取締法第45条		
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは同法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、同法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。	高圧ガス保安法第39条		

※ 措 置

- 1号 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- 2号 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- 3号 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

※ 措置欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の1号から3号までの措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4節 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、宮城海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、消防局及び消防署による消毒等や、保健福祉センターによる防疫活動等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	物件の占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃 棄
5号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

ア 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、宮城海上保安部との連携を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

ウ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

エ 市は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第 9 章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに従って、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水及びガスの安定的な供給等を実施する必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水及びガスの安定的な供給

ア 水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ ガス事業者として市は、被害の状況に応じた供給停止等、武力攻撃事態等においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路及び港湾等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

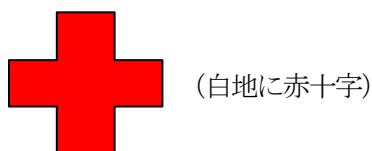
市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第8条（1）に規定される特殊標章



イ 信号



第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

<第一追加議定書 I に規定する身分証明書のひな型>

表面

	（この証明書を発給する国及び当局の名を記載するための余白）	
身分証明書		
軍の 医療 要員以外の 常時の 医療 要員用 宗教 宗教 臨時の 宗教		
氏名		
生年月日（又は年齢）		
識別のための番号がある場合にはその番号 この証明書の所持者は、次の資格において、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。		
発給年月日	証明書番号	
	発給当局の署名	
有効期間の満了日		

裏面

身長	目の色	頭髪の色
その他の特徴又は情報		
所持者の写真		
印章		所持者の署名若しくは 拇印又はその双方

(様式A7 横74ミリメートル、縦105ミリメートル)

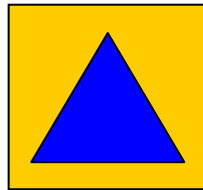
エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

(2) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章




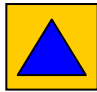
(オレンジ色地に青の正三角形)

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

〈文民保護の要員用の身分証明書のひな型〉

表面

	(この証明書を発給する国及び当局の名を記載するための余白) 身分証明書 文民保護の要員用	
氏名		
生年月日 (又は年齢)		
識別のための番号がある場合にはその番号 この証明書の所持者は、次の資格において、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書 I) によって保護される。		
発給年月日	証明書番号	
	発給当局の署名	
有効期間の満了日		

裏面

身長	目の色	頭髪の色
その他の特徴又は情報		
武器		
所持者の写真		
印章		所持者の署名若しくは 拇印又はその双方

(様式A7 横74ミリメートル、縦105ミリメートル)

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

2 赤十字標章等の交付及び管理

(1) 赤十字標章等の交付等

市長は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付し、及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者

(ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。)

(2) 赤十字標章等の使用許可

市長は、次に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ア 医療機関である指定地方公共機関
- イ 市域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

3 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防局長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、及び使用させる。

ア 市長

- ① 市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ② 消防団長及び消防団員
- ③ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ④ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防局長

- ① 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ② 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ③ 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- ① 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ② 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧 (P.63)

第2章 武力攻撃災害の復旧 (P.64)

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 (P.65)

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する道路等の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、鉄道施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害の補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行う。

(2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章「2 緊急対処事態」に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。